



山あいの街・箕面を根っこのからクリーンにしよう！

# 元気に！とも子議会ニュース

\*号外

発行：中西とも子と箕面から変えようネット！

〒562-0001 箕面市箕面 2-1-34 (みのおサンプラザ北向い) TEL/FAX 072-725-8351  
[http://homepage3.nifty.com/nakanishi\\_tomoko/](http://homepage3.nifty.com/nakanishi_tomoko/) e-mail: minonet-tomoko@nifty.com

## ●市が「パブリックコメント」募集しています(より良いものにするために、皆さんのご意見をお願いします)

(2010年7月1日(木)～7月30日(金)まで;詳細は市ホームページ、市内公共施設などに詳しい資料あります)

### 【(仮称)「路上喫煙禁止条例」案の概要】(市の資料より転載)

#### 1 路上喫煙を禁止する地区

路上喫煙禁止地区としては、阪急箕面駅の駅前広場、滝道及び箕面大滝の滝前広場の指定を予定。

◎指定の考え方 箕面のシンボルとなる場所で、歩行者の往来の激しい道路等を指定。

#### 2 禁止地区で路上喫煙した場合

禁止区域で路上喫煙しているときに、市の職員などの指導を受けて、なお、路上喫煙を行うものは、過料 1,000 円が適用される。

◎すぐに喫煙をやめたときは、過料の適用はない。

◎路上喫煙は、歩行中に限らず、立ち止まって吸う場合も対象とし、自転車・オートバイなどの乗車中の喫煙も含む。

#### 3 市民、事業者、市、府が協力し、喫煙被害のない箕面をつくる

条例素案では、路上喫煙禁止地区での取り組みだけでなく、市全域において、路上喫煙により他人に被害や迷惑を与えることのないようにすることとしている。

また、市民・事業者に、市の実施する施策に協力を求めると共に、箕面公園の所管である大阪府に対しても、市の施策への協力を求めるなど、官民一体で取り組む。

#### ココに注目!

原案では、禁煙の指定範囲に本通り商店街や市役所に至る歩道などは含まれていません。日常的に被害の多い区域を外すのは、条例の目的からおかしいと思います。喫煙される方には申し訳ありませんが、やはり指定の範囲を拡大すべきだと思います。

路上喫煙禁止地区予定図



### 「ほっと・サロン」のお誘い♪

今月は **7月28日**(水)2時～4時です。場所は中西事務所です。

お茶しながら、ワイワイみんでお話しませんか?お気軽にお立ち寄りください(^^)

